

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成22年5月7日
【会社名】	ゲンキー株式会社
【英訳名】	Genky Stores, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤 永 賢 一
【本店の所在の場所】	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
【電話番号】	0776(67)5240
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山形 浩 幸
【最寄りの連絡場所】	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
【電話番号】	0776(67)5240
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山形 浩 幸
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 396,430,000円 引受人の買取引受による売出し 225,008,200円 オーバーアロットメントによる売出し 61,515,000円

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成22年4月27日（火）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。  
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成22年4月27日（火）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社大阪証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	290,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成22年5月7日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から45,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 3 一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成22年5月7日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほインベスターズ証券株式会社が割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

- 4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

平成22年5月17日（月）から平成22年5月19日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	290,000株	396,430,000	198,215,000
計（総発行株式）	290,000株	396,430,000	198,215,000

（注）1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成22年4月27日（火）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額(円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格 等決定日 の株式会 社大阪証 券取引所 における 当社普通 株式の普 通取引の 終値(当 日に終値 のない場 合は、そ の日に先 立つ直近 日の終値) に0.90~ 1.00を乗 じた価格 (1円未満 端数切捨 て)を仮 条件とし ます。	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自 平成22年 5月20日(木) 至 平成22年 5月21日(金) (注) 3	1株に つき発 行価格 と同一 の金額	平成22年 5月26日(水)

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成22年5月17日(月)から平成22年5月19日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売価、引受価額及び引受人の手取金をいう、以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう、以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.genky.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定ではありません。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年5月14日(金)から平成22年5月19日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成22年5月17日(月)から平成22年5月19日(水)までを予定しております。

したがしまして、

発行価格等決定日が平成22年5月17日（月）の場合、申込期間は「自平成22年5月18日（火）至平成22年5月19日（水）」

発行価格等決定日が平成22年5月18日（火）の場合、申込期間は「自平成22年5月19日（水）至平成22年5月20日（木）」

発行価格等決定日が平成22年5月19日（水）の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、平成22年5月27日（木）であります。  
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。また、社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関または口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

（3）【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 福井支店	福井県福井市大手三丁目5番1号

（注） 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	154,000株	1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込金 として、払込期日に払 込取扱場所へ発行価 額と同額を払込むこ とをいたします。
大和証券キャピタル・ マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	136,000株	3 引受手数料は支払われ ません。ただし、一般 募集における価額 (発行価格)と発行 価額との差額は引受 人の手取金となりま す。
計		290,000株	

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
396,430,000	8,000,000	388,430,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成22年4月27日(火)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額388,430,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限61,515,000円と合わせ、手取概算額合計上限449,945,000円について、全額を平成22年6月期及び平成23年6月期の設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には、神戸店(岐阜県)に227,000,000円を平成22年7月までに、碧南店(愛知県)に195,945,000円を平成22年8月までに、海津店(岐阜県)に27,000,000円を平成22年7月までに充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 4 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成22年5月17日（月）から平成22年5月19日（水）までのいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	164,600株	225,008,200	福井県福井市北四ツ居二丁目16番17号 藤永 賢一 150,000株 福井県福井市高木町第84号5番地1 吉岡 伸洋 7,000株 福井県坂井市三国町黒目第33号505番地 内田 一幸 7,000株 福井県坂井市丸岡町御幸一丁目66番地 山形 浩幸 600株

（注）1 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほインベスターズ証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成22年4月27日（火）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格 （円）	引受価額 （円）	申込期間	申込 単位	申込 証拠金（円）	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 （注）1、2 発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）1、2	自 平成22年 5月20日（木） 至 平成22年 5月21日（金） （注）3	100株	1株につき 売出価格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者の本 店及び全 国各支店	東京都中央区日本橋蛸 殻町二丁目10番30号 みずほインベスター ズ証券株式会社	（注）4

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成22年5月17日（月）から平成22年5月19日（水）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]http://www.genky.co.jp/）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 株式の受渡期日は、平成22年5月27日（木）であります。

申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定ではありません。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年5月14日（金）から平成22年5月19日（水）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成22年5月17日（月）から平成22年5月19日（水）までを予定しております。



したがいまして、

発行価格等決定日が平成22年5月17日（月）の場合、申込期間は「自 平成22年5月18日（火）至 平成22年5月19日（水）」

発行価格等決定日が平成22年5月18日（火）の場合、申込期間は「自 平成22年5月19日（水）至 平成22年5月20日（木）」

発行価格等決定日が平成22年5月19日（水）の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

#### 4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほインベスターズ証券株式会社	164,600株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。また、社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関または口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	45,000株	61,515,000	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号 みずほインベスターズ証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から45,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト

（[URL]<http://www.genky.co.jp/>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成22年4月27日（火）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 （円）	申込期間	申込単位	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契約 の内容
未定 （注）1	自 平成22年 5月20日（木） 至 平成22年 5月21日（金） （注）1	100株	1株につ き売価 格と同一 の金額	みずほインベ スターズ証券 株式会社の本 店及び全国各 支店		

（注）1 株式の受渡期日は、平成22年5月27日（木）であります。

売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

- 2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 3 申込証拠金には、利息をつけません。
- 4 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。また、社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関または口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所への上場について

当社普通株式は、有価証券届出書提出日現在、株式会社大阪証券取引所に上場されておりますが、平成22年5月27日（木）に株式会社東京証券取引所市場第二部へ上場される予定であります。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から45,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、45,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほインベスターズ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成22年5月7日（金）開催の取締役会において、みずほインベスターズ証券株式会社が割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成22年6月11日（金）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、みずほインベスターズ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成22年6月7日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所または株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほインベスターズ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほインベスターズ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほインベスターズ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、みずほインベスターズ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

みずほインベスターズ証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、みずほインベスターズ証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほインベスターズ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、みずほインベスターズ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所または株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数        | 当社普通株式 45,000株  |
| (2) 払込金額の決定方法         | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金額の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先               | みずほインベスターズ証券株式会社  |
| (5) 申込期間(申込期日)        | 平成22年6月10日(木)   |
| (6) 払込期日              | 平成22年6月11日(金)   |
| (7) 申込株数単位            | 100株  |

2 本件第三者割当増資のシンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成22年5月17日(月)の場合、「平成22年5月20日(木)から平成22年6月7日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成22年5月18日(火)の場合、「平成22年5月21日(金)から平成22年6月7日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成22年5月19日(水)の場合、「平成22年5月22日(土)から平成22年6月7日(月)までの間」

となります。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。



- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

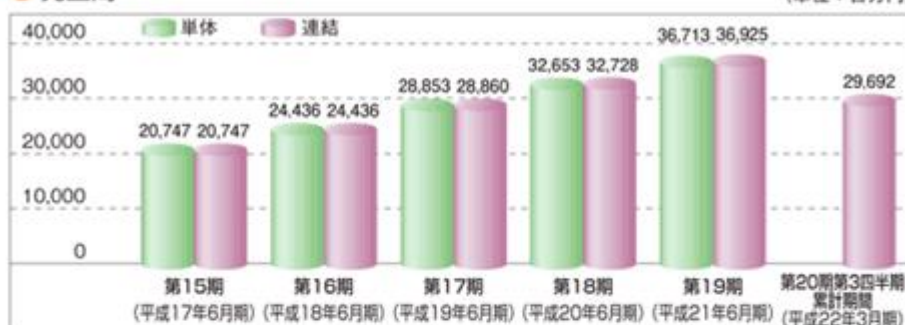
今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.genky.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「主な経営指標」から「NET WORK」までの内容をカラー印刷したものを記載いたしません。

## 主な経営指標

### ● 売上高

(単位：百万円)



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

### ● 経常利益

(単位：百万円)



### ● 当期(四半期)純利益

(単位：百万円)



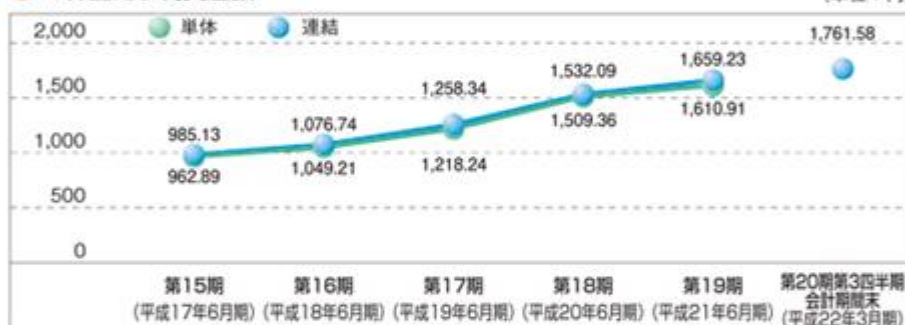
## ● 総資産額／純資産額

(単位：百万円)



## ● 1株当たり純資産額

(単位：円)



- (注) 1 当社は平成17年2月10日付で1株につき2株の割合をもって株式を分割しております。上記では、当該分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。
- 2 当社は平成21年12月21日付で1株につき100株の割合をもって株式を分割しております。上記では、当該分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

## ● 1株当たり当期(四半期)純利益

(単位：円)



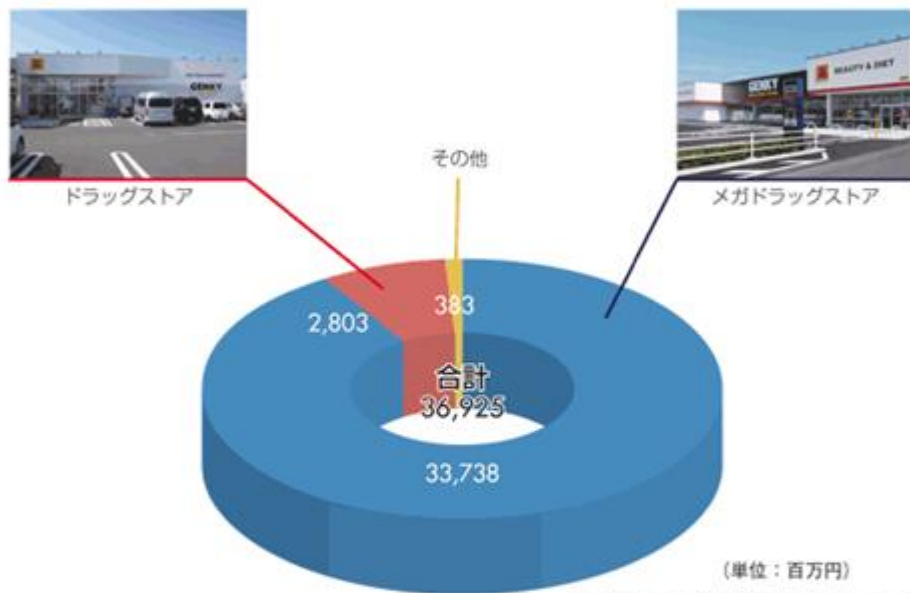
- (注) 1 当社は平成17年2月10日付で1株につき2株の割合をもって株式を分割しております。上記では、当該分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。
- 2 当社は平成21年12月21日付で1株につき100株の割合をもって株式を分割しております。上記では、当該分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。



## 事業の内容

当社グループは、当社（ゲンキー株式会社）及び連結子会社2社から構成されており、医薬品、化粧品、雑貨を中心に販売するドラッグストア、医薬品、化粧品、雑貨、食品、その他生活必需品を中心に販売するメガドラッグストア及びECサイトを通じた化粧品、雑貨の販売を営む小売業であります。

### ● 業態別の売上高



※第19期（平成21年6月期）連結売上高

### ● 店舗の特徴

店舗形態	ドラッグストア	メガドラッグストア
標準売場面積(坪)	150	450～900
取扱品目(数)	12,000～18,000	28,000～35,000
立地の特徴	住宅地	主要生活道路沿いの郊外
店舗の特徴	お客様の足元に密着した親切・ていねいなサービスが特徴。	医・衣・食・住の中で生活必需品を中心に販売。食料品、化粧品の売上構成が高い。ショートタイムショッピングとロープライス・エブリデイ（いつも同じ安さ）が特徴。

### ● 主要取扱商品

商品区分	主要品目
医薬品	医薬品、医療機器、介護用品、健康食品
化粧品	化粧品、化粧雑貨、洗顔用品、洗髪用品
食品	加工食品、日配食品、飲料、酒類
雑貨	洗剤、芳香剤、防虫剤、殺虫剤、調理用品、台所用品、トイレ用品、掃除用品、DIY用品、ベビー用品
その他	衣料、服飾、タバコ

### ● Private Brand

ゲンキーが自信を持って品質と価格のバランスのとれた商品をお客様に提供したい。それを実現しているのがオリジナル商品です。メーカーのNB商品と比べて安さが特徴ですが、先に価格ありきではなく品質・機能を十分に吟味した商品を企画開発することで、お客様のニーズにマッチする商品を作りつづけます。



## ● メガドラッグストア

ゲンキーが展開するメガドラッグストアは、「暮らしのあらゆる場面での必需品がすべて揃う店」です。お客様の利便性を考え、900坪～750坪の国内最大級クラスの売場面積を確保しています。ドラッグストア業界平均の約6倍の売り場面積に「医衣食住」の生活必需品をトータルに備えた圧倒的な品揃えを特長としています。生活に必要なものが何でも揃い、なおかつ選択性に幅を持たせた点が強みです。





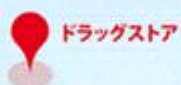
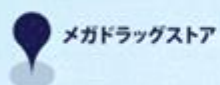
● 店舗案内



## NET WORK

## NETWORK

福井県を中心に北陸東海4県にドミナント出店。  
2008年9月に愛知県一宮市に商品部などの  
営業部門を移転。今後メガドラッグだけでなく  
大型店どうしの間のエリアを補完する小型店の  
出店も重視し、より地域に根ざした店舗展開を  
進めてまいります。



2003年 JASDAQ 上場時

15 19



2010年3月 現在

45 20



管理本部（福井県福井市丸田町）



ディストリビューションセンター



トランスファーセンター（愛知県小牧市）



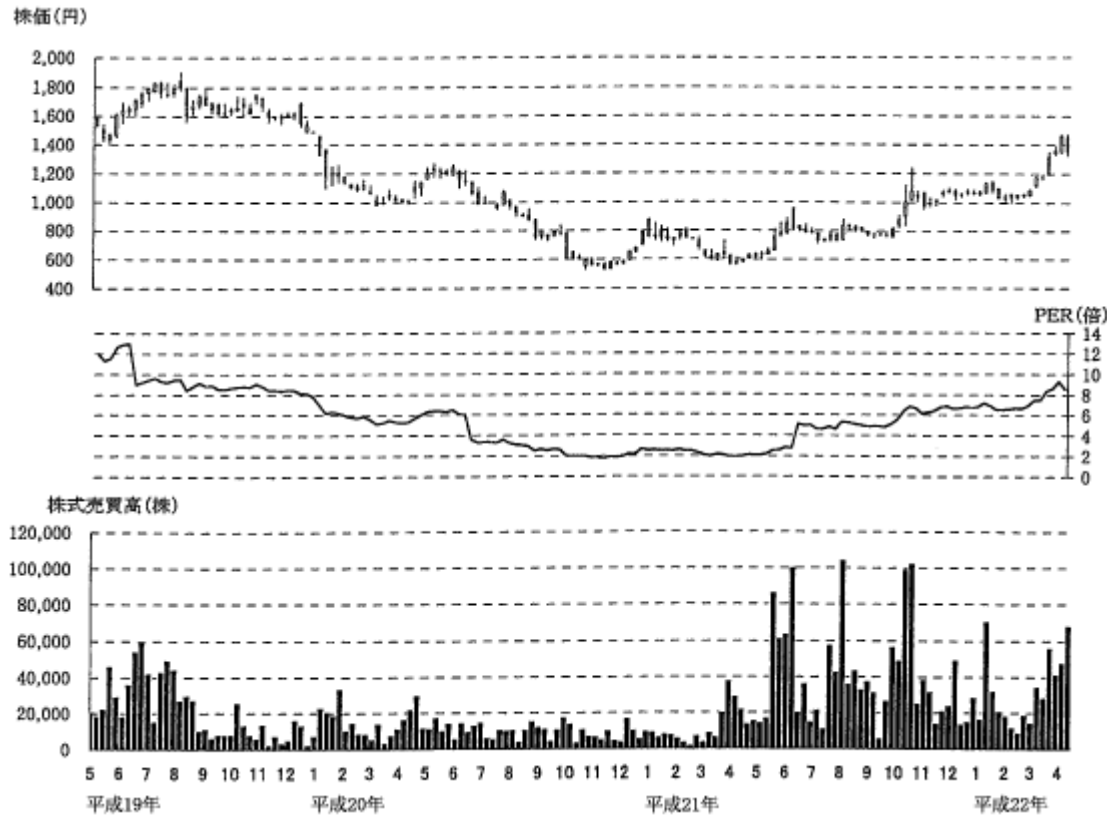
営業本部（愛知県一宮市）

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

〔株価情報等〕

### 1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成19年5月7日から平成22年3月31日までの株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）及び平成22年4月1日から平成22年4月23日までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 当社は、平成21年12月20日（日）を基準日（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は平成21年12月18日（金）となります。）とし、平成21年12月21日（月）を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割しておりますので、基準日前の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2 乃至 4 記載のとおり、当該分割を考慮したものとしております。
- 2 ・ 株価のグラフの中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、基準日前の株価については、当該株価を100で除して得た数値を株価としております。
- ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
  - ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R(倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成19年5月7日から平成19年6月20日については、平成18年6月期有価証券報告書の平成18年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除した数値を使用。

平成19年6月21日から平成20年6月20日については、平成19年6月期有価証券報告書の平成19年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除した数値を使用。

平成20年6月21日から平成21年6月20日については、平成20年6月期有価証券報告書の平成20年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除した数値を使用。

平成21年6月21日から平成22年4月23日については、平成21年6月期有価証券報告書の平成21年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除した数値を使用。

4 株式売買高について、基準日前は当該株式売買高に100を乗じて得た数値を株式売買高としております。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成21年11月7日から平成22年4月27日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第19期事業年度）の提出日（平成21年9月18日）以後、本有価証券届出書提出日（平成22年5月7日）までの間において、臨時報告書及びその訂正報告書を提出しております。

当社は、平成21年10月5日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役を対象にストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成21年10月5日に臨時報告書を、平成21年10月21日に当該臨時報告書の訂正報告書を北陸財務局長に提出いたしました。当該臨時報告書（訂正報告書により訂正された内容含む。）の概要は以下のとおりであります。

#### 1．銘柄

ゲンキー株式会社第5回新株予約権証券

#### 2．発行数

995個とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、後記5に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

#### 3．発行価格

0円（新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。）

#### 4．発行価額の総額

93,530,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に発行数を乗じた金額）

#### 5．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式995株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。



## 6．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、94,000円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

## 7．新株予約権の行使期間

平成23年11月1日から平成28年10月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

## 8．新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役たる地位であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任、定年による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合には、引続き本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者が死亡により、当社の取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役たる地位を失った場合には、本新株予約権の相続人が本新株予約権を行使することができる。

## 9．新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

## 10．新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 11. 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 4名 330個  
 当社従業員 82名 640個  
 当社子会社の取締役 1名 25個  
 （当社取締役兼務者を除く）

## 12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との関係

ゲンキーネット株式会社 提出会社の完全子会社

## 13. 勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容

新株予約権者との取決めは、新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において行うものとする。

## 14. 新株予約権の取得条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

## 15. 新株予約権の割当日

平成21年10月21日

## 2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第19期事業年度）の提出日（平成21年9月18日）以後、本有価証券届出書提出日（平成22年5月7日）までの間において次のとおり資本金が増加しております。

増加額（千円）	平成22年5月7日の資本金残高（千円）
13,860	830,287

（注）1 旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使による増加であります。

2 上記有価証券報告書においては平成21年6月20日までの新株予約権の行使による増加を記載しているため、上記の増加額は平成21年6月21日以降の新株予約権の行使による増加額を含めて記載しております。

### 3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第19期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年5月7日）までの間において以下のとおり変更及び追加がありました。変更及び追加箇所については、\_\_ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年5月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### （事業等のリスク）

##### (1) 法的規制について

< 前略 >

###### 出店に関する規制について

平成12年6月1日付にて規制緩和の一環として、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」にかわり「大規模小売店舗立地法」（以下、「大店立地法」という）が施行されました。これは、売場面積が1,000㎡超の新規出店及び既存店舗の増床については、騒音、交通渋滞、ゴミ処理問題等、出店地近隣住民の生活を守る立場から、都道府県または政令指定都市が一定の審査をし、規制するものであります。

平成22年5月7日現在、当社グループにおける売場面積1,000㎡超の店舗は44店舗であります。当社グループは売場面積1,000㎡超の店舗を基本方針として出店しております。ただし、例外的に1,000㎡未満の店舗を出店する場合があります。また、店舗の出店に際しては「大店立地法」の規制外の店舗においても地元自治体等との交渉の動向によっては、出店近隣住民及び地元小売業者との調整をはかることが必要となる可能性があります。従いまして、上述の法的規制等により、計画どおりの出店ができない場合には、今後の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

< 中略 >

###### その他法規制

当社グループではその他、不当景品類及び不当表示防止法・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）などの関連法規等の法的規制の適用を受けております。当社グループとしては、法令遵守を徹底しておりますが、万一法令に違反する事由が発生した場合は、事業活動が制限されるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2)出店政策について

当社グループは平成22年5月7日現在64店舗（ドラッグストア（小型店）19店舗、メガドラッグストア（大型店）45店舗、バラエティストアにつきましては撤退しております）を運営しております。今後の出店政策としましては、主力フォーマットとしてメガドラッグストア、またそれを補う形でドラッグストアを出店していく予定であります。当社グループが新規出店する場合には、どちらのフォーマットでも常に個別店舗の採算を重視しており、当社グループの出店条件に合致する物件が獲得できない場合は、出店計画が達成されない場合があるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

最近5事業年度および平成22年6月期第3四半期累計期間の売上高、期末店舗数、営業利益、経常利益および当期（四半期）純利益は以下のとおりであります。

		平成17年6月期	平成18年6月期	平成19年6月期	平成20年6月期	平成21年6月期	平成22年6月期 第3四半期累計 期間
業態別 売上高	小型店 (千円)	4,152,868	2,959,971	3,110,763	3,085,475	2,803,447	2,282,471
	大型店 (千円)	16,576,165	21,460,011	25,729,905	29,512,775	33,738,555	26,981,866
	その他 (千円)	18,201	16,140	19,665	130,298	383,594	428,540
計(千円)		20,747,235	24,436,123	28,860,333	32,728,548	36,925,598	29,692,878
期末店 舗数	小型店 (店)	17	13	16	15	18	19
	大型店 (店)	17	25	30	33	41	45
	新業態店 舗(店)				1		—
計(店)		34	38	46	49	59	64
営業利益(千円)		1,000,019	914,433	1,120,571	1,171,602	950,454	697,307
経常利益(千円)		1,034,862	934,833	1,133,264	1,214,050	1,042,023	876,266
当期(四半期)純 利益(千円)		562,745	372,711	574,957	900,726	480,204	480,032

(注) 1.売上高には消費税は含まれておりません。

2.数値は連結財務諸表に基づいております。

(3) ドミナント出店政策について

当社グループは平成22年5月7日現在、福井県（36店舗）、石川県（6店舗）、岐阜県（16店舗）、愛知県（6店舗）の64店舗を展開し、福井県においては一定のドミナントエリアを形成しております。

当社グループがドミナントエリアを形成し、その地域に出店する戦略を採用しておりますのは、店舗間の距離を近づけることでその地域のお客様の認知度が高まり、広告宣伝費や物流コスト等を低く抑えることができるためであります。しかし一方で、一定のドミナントエリアが形成されるまでは、その有利さはありません。したがって、当社グループが出店を集中させていく商勢圏において、出店場所を十分に確保できない場合やドミナントエリアの形成までに時間を要する場合には、店舗展開が分散化することにより広告費や物流コストが嵩み、収益を圧迫することになるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。またドミナントエリア形成の副作用といたしまして、特に出店した店舗間の距離が近すぎる場合には自社競合が発生し、双方の店舗におきまして売上高や利益の減少などが考えられ、それによって当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 借入金依存度について

当社グループは、出店による設備資金及び差入保証金等を主として金融機関からの借入金等により調達しております。総資産に対する借入金等の比率は29.1%（平成22年3月20日現在）となっており、今後の金利動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

< 後略 >

## 4 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第19期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、平成22年5月7日現在次のとおり変更しております。

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		増加予定 面積(m <sup>2</sup> )
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
神戸店	岐阜県 神戸町	販売設備	350,000	123,069	増資資金 及び借入 金	平成21年3月	平成22年7月	2,475
碧南店	愛知県 碧南市	販売設備	350,000	76,857	増資資金 及び借入 金	平成21年3月	平成22年8月	2,475
四郎丸 店	福井県 越 前市	販売設備	150,000	34,068	借入金	平成21年1月	平成22年8月	990
勝山旭 町店	福井県 勝山市	販売設備	150,000	57,353	借入金	平成20年12月	平成22年9月	990
立待店	福井県 鯖江市	販売設備	150,000	10,381	借入金	平成21年12月	平成22年10月	990
海津店	岐阜県 海津市	販売設備	350,000	16,226	増資資金 及び借入 金	平成20年7月	平成23年3月	2,475
合計			1,500,000	317,956				10,395

- (注) 1 投資予定額には、差入保証金を含んでおります。  
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3 店舗の増加予定面積は、売場面積を示しております。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 平成20年6月21日 至 平成21年6月20日	平成21年9月18日 北陸財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期第3四半期)	自 平成21年12月21日 至 平成22年3月20日	平成22年4月30日 北陸財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年9月2日

ゲンキー株式会社  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 行

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているゲンキー株式会社の平成19年6月21日から平成20年6月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゲンキー株式会社及び連結子会社の平成20年6月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年9月17日

ゲンキー株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 大 中 康 行

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 加 藤 博 久

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているゲンキー株式会社の平成20年6月21日から平成21年6月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゲンキー株式会社及び連結子会社の平成21年6月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用されることとなるため、この会計基準により連結財務諸表を作成している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ゲンキー株式会社の平成21年6月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ゲンキー株式会社が平成21年6月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 9 月 2 日

ゲンキー株式会社  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 行指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているゲンキー株式会社の平成19年6月21日から平成20年6月20日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゲンキー株式会社の平成20年6月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年9月17日

ゲンキー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているゲンキー株式会社の平成20年6月21日から平成21年6月20日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゲンキー株式会社の平成21年6月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用されることとなるため、この会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年4月22日

ゲンキー株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 大 中 康 行 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 加 藤 博 久 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているゲンキー株式会社の平成20年6月21日から平成21年6月20日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年12月21日から平成21年3月20日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年6月21日から平成21年3月20日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ゲンキー株式会社及び連結子会社の平成21年3月20日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月26日

ゲンキー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 行 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているゲンキー株式会社の平成21年6月21日から平成22年6月20日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年12月21日から平成22年3月20日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年6月21日から平成22年3月20日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ゲンキー株式会社及び連結子会社の平成22年3月20日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。